

豊川市監査公表第13号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年2月29日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	奥	澤	和	行

## 別紙

# 定例監査の結果に関する報告

### 1 監査の対象部署

教育委員会スポーツ課

### 2 監査の範囲

令和4年4月1日～ 令和5年11月7日

### 3 監査の実施期間

令和5年10月16日～ 令和5年11月7日

### 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

#### (1) 重点項目

- ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について
- イ 準公金の取扱事務について

#### (2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務に関する事務について
- オ 人事に関する事務について
- カ 組織に関する事務について

### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

#### (1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。なお、次の点に留意されたい。

## (2) 意見

職員が取扱う準公金については、豊川市準公金取扱基準の運用をもとに会計事務を適正に行い、不正行為の再発防止を徹底していただきたい。さらに、実地監査の際、書類や物品があふれており雑然とした印象を受けたため、「公金等取扱適正化に向けた検討報告書」にある丸山教授の助言のとおり、5 S（整理、整頓、清掃、清潔及びしつけ）活動の観点から見ても課題があり、職場環境の改善を望むものである。